

袖ヶ浦市立奈良輪小学校 いじめ防止基本方針

(平成27年1月30日 策定)

(平成29年6月26日 一部改訂)

(平成30年1月 5日 一部改訂)

(令和 3年4月30日 一部改訂)

(令和 4年5月16日 一部改訂)

(令和 5年6月 5日 一部改訂)

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（※1）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・（※1）インターネット等の情報通信機器を通じて行われるものを含む。
また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することとする
- ・起こった場所は、学校の内外を問わない。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
【いじめ防止対策推進法及び文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(1) いじめの禁止

- ・児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 方針

- ・いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3 いじめの防止等の対策のための施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織

①生徒指導会議

- ・月一回、全教職員で配慮を要する児童についての現状や指導についての情報交換、およびいじめの防止等の対策に組織的に対応するために共通理解を図る。

※いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応し、複数の目による状況の見立てを可能にする。

②いじめ防止対策委員会

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任及び副主任、養護教諭、該当児童の学年主任と担任で構成。
- ・原則として週1回、各学年会において、いじめの防止およびいじめ発生時における具体的な対策などのいじめ問題の共通理解を図る。

(学年会時)

- ・また、いじめ認知における事案が発生した場合には、いじめ防止対策委員会を開催し、対応を検討する。

(2) いじめの未然防止

①学級経営の充実

- ・分かる、できる授業、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・基本的生活習慣を身につけさせる。
- ・教師と児童の信頼関係、児童相互の認め合える人間関係づくりに努める。

②道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③教育相談体制の充実

- ・年2回、「心のアンケート」と学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・週1回のSC報告会で、児童および保護者に対する理解を深める。
- ・SCによる全員面談を実施。(5・6年生)

④情報モラル授業の実施

- ・インターネットなどの情報通信機器を通じて行われるいじめに対する未然防止のために、情報モラル教育を全学年で実施する。

⑤児童会活動の充実

- ・児童集会、各委員会によるいじめをなくす啓発活動を実施する。
- ・なかよし奈良輪集会を実施する。(温かい言葉の推奨。)

⑥教職員の資質向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を研修計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめ防止に向けた具体策

新型コロナウイルス感染症の拡大やその対策に伴う不安やストレスから、学校生活やSNSなどで感染者及び、家族等に対する誹謗中傷や差別的発言等が懸念される。これらの行為は、人を傷つけ、人権を侵害する不適切なものであり、あってはならないことである。そのため、以下の対策を行う。

①新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じて感染症対策の実施。

- マスクの着用と徹底。健康観察カードによる健康状態の把握。
- 「密閉」、「密集」、「密接」を避ける学習を行う。
- 教室環境においては、ドア、及び上下方窓は開け、常に換気する。
- 手洗いや消毒の徹底。

②児童の健康状況の把握。

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察を実施する。また、児童の心身における健康状態によっては、スクールカウンセラー等の関係機関等による支援につなげていく。「心のアンケート」、「いじめをなくすアンケート」調査を実施し、悩みを抱える児童の早期発見に努める。

③学年・学級での指導

- 規則正しい生活についての指導を行う。生活リズムを整えることで、健康的な体づくりを推奨する。
- ウィルスは目に見えないもののため、不安や不満などの感情を目に見える誰かにぶつきたい気持ちになりやすい。児童の些細な変化に気づき、仲間を傷つけることのない雰囲気作りに努める。

④情報モラル授業の実施

- インターネットやSNS上での不確かな情報による思い込みや誤解、差別的な発言への安易な同調などをしないよう指導し、差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも正しい情報の入手、いじめの予防のための正しい理解に努める。
- 授業内容を保護者と共有したり保護者向けのリーフレットを配付したりするなど、各家庭への働きかけに努める。
- 情報モラルの授業を実施（最低年3回）

⑤相談窓口の周知

- 児童や保護者が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の窓口相談（「24時間子供SOSダイヤル」や「SNS相談窓口」等）を適宜、全職員・全児童・各家庭へ周知する。

(4) いじめの早期発見にむけての具体策

①「いじめをなくすアンケート」の実施

- ・2か月1回程度、「いじめをなくすアンケート」を実施する。実施後、学級担任が児童から直接内容を聞き状況を確認する。

②児童の観察

- ・全職員により児童の様子（授業、休み時間等での行動）を観察し、情報交換を行う。

③「ならわっ子ボックス」の設置

- ・児童がいつでも悩みを伝えることができる相談箱を設置する。

④家庭、地域住民との連携

- ・学校のいじめに対する取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定する。評価結果を踏まえ、いじめ防止等の取り組みの改善を図っていく。
- ・家庭、地域住民との連携を図り、家庭での児童の様子、地域住民から見た登下校時の児童の様子などの情報交換を行う。
- ・毎週月曜日PTA役員による下校サポートより、児童の様子を規定用紙に記入してもらい、情報交換を行う。

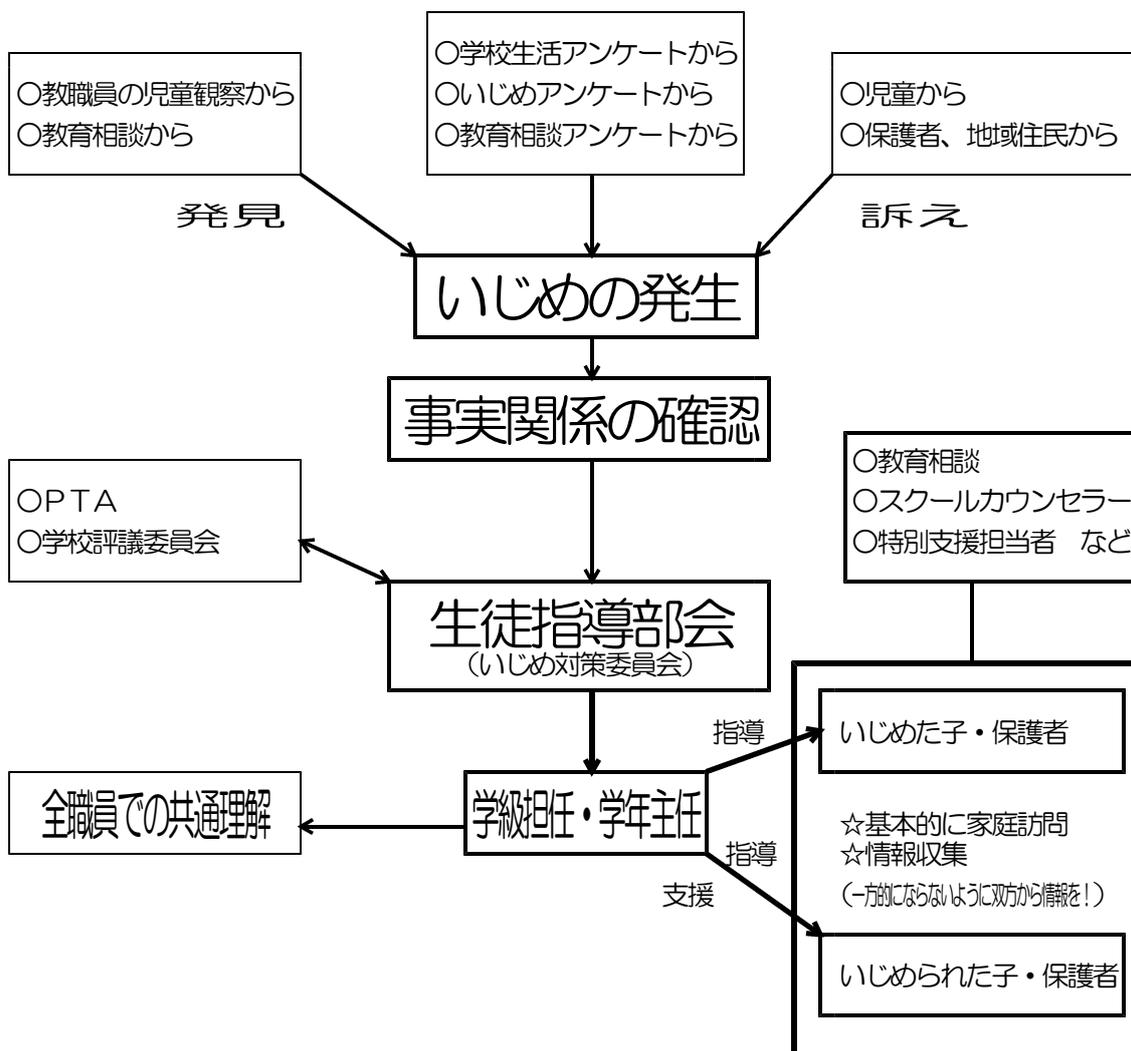
⑤教育相談体制の充実

- ・年2回、「心のアンケート」と学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・週1回のSC報告会で、児童および保護者に対する理解を深める。

4 いじめを認知した場合の対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- ・いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行うことで、いじめを完全に解決するとともに、いじめの再発を防止する。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、特別な学習環境等の設置を講ずる。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

※いじめを認知した場合、情報共有・対策・対応の流れ



5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
(名称)「奈良輪小学校いじめ対策委員会」
(構成)校長、教頭、教務主任、生徒指導主任同副主任、該当学年主任、担任、養護教諭、SC、袖ヶ浦市教育委員会担当指導主事
- 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとりながらいじめの解消に努める。※解消している「状態」とは、次の2つの条件が満たされていることをいう。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが解消している状態に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、下記を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。
- いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。